

## 松本市教育委員会訓令乙第 3 号

松本市教育委員会の事業の共催等に関する取扱要綱を次のように定める。

平成 14 年 9 月 30 日

松本市教育委員会

### 松本市教育委員会の事業の共催等に関する取扱要綱

松本市教育委員会以外の団体が行う事業に対して、松本市教育委員会が共催又は後援等を行うことに関しては、事業の共催等に関する取扱要綱（平成 14 年松本市訓令乙第 2 号）の規程の例による。

#### 附則

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。